

# 令和5年度第5回水巻町農業委員会総会

## 会議録（概要版）

### 第5回農業委員会総会

1. 開会日時 令和5年8月16日（水） 午前 9時55分

2. 閉会日時 令和5年8月16日（水） 午前 10時55分

3. 場 所 水巻町役場 3階 302会議室

#### 4. 出席農業委員

木寺 敬一郎 会長	嶺 才三 副会長
1番 小林 修 委員	2番 甲斐 洋子 委員
3番 森田 まゆみ 委員	4番 江藤 喜美雄 委員
5番 小田 弘二郎 委員	6番 竹内 國雄 委員
7番 津田 敏文 委員	8番 小田 尚徳 委員
9番 木原 年廣 委員	

#### 出席推進委員

南部 入江 弘 委員	北部 小河 剛 委員
------------	------------

#### 5. 出席事務局員

事務局長 大黒 秀一	補 佐 大辻 直樹
係 員 入江 浩二	係 員 稲田 幸一郎

#### 6. 欠席委員

なし

#### 7. 会議日程

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議事録署名委員 2名

4番 江藤 喜美雄 委員

5番 小田 弘二郎 委員

(4) 農地法第5条申請について

(5) その他事項

ア. 農地パトロールの実施について

イ. 農業委員会だよりについて

ウ. 今後の予定について

(6) 閉会

## 第5回水巻町農業委員会総会

令和5年8月16日  
(午前9時55分開会)

事務局 ; 開会に先立ちまして、先月の農業委員会の臨時総会におきまして、欠席をされておられました小林委員、津田委員に対しまして辞令交付をこの場で行わせていただきたいと思います。

臨時総会の時は美浦町長より辞令交付をさせていただいたんですけれども、本日町長が別の方に出張中がございますので、本日は木寺会長より辞令交付をさせていただきたいと思います。

(小林委員→津田委員 木寺会長より辞令交付)

事務局 ; では続きまして、先月の臨時総会におきまして、水巻町の農地利用最適化推進委員が2名選任されておりますので、こちらも木寺会長より辞令交付を行っていただきたいと思います。

(小河委員→入江委員 木寺会長より辞令交付)

事務局 ; 以上で、辞令交付を終わります。

ここで、委員の皆さまに自己紹介をお願いいたします。先月の臨時会でも行いましたが、今回、最適化推進委員のお2人が出席されておりますので、改めてお願いいたします。

なお、先月の臨時会で、会長及び副会長と議席番号を決定しておりますので、本日、名簿を配付しております。

正副会長は委員の互選により決定し、議席番号につきましては、抽選により決定しております。臨時会を欠席された委員の方につきましては、事務局が代わりにくじを引いて、決定しております。

今後の農業委員会におかれましては、この番号順に着席していただき、この番号順に議事録の署名や農業委員会だよりの記事をお願いすることになりますので、よろしく申し上げます。

それでは会長より順に、自己紹介をお願いいたします。

(会長→副会長→委員→事務局の順に自己紹介)

ありがとうございました。それでは、議題に入りますので、会長に進行を交代いたします。

木寺会長 ; それでは始めたいと思います。

本日の出席につきましては、農業委員11名、最適化推進委員2名、定足数に達していますので、ただいまから令和5年度第5回農業委員会総会を開催いたします。

議題(1) 会議録署名委員の指名について、を議題といたします。 本総会

の会議録署名委員に、4番江藤委員、5番小田弘二郎委員を指名します。  
議題（2）の①農地法第5条申請について、を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

- 事務局 ; <農地法第5条申請について説明>
- 木寺委員 ; それでは地元の農業委員である小林委員からの説明をお願いします。
- 小林委員 ; 事務局から説明があったように隣は田んぼが作られています。反対側は造成中の土地になっているので今のところは特に支障があるような感じにはなっていないと確認をさせていただいています。
- 木寺会長 ; ただいまから質疑を行います。ご意見がある場合は、挙手をお願いします。
- 小田尚委員 ; まず、申請書の中身についてお尋ねします。  
申請の最初のページの下、4の権利を設定・移転しようとする契約の内容ですが権利の種類の部分で使用貸借権となっていますが、その他では賃貸借契約、これどちらが正しいですかね。  
整合性があるのかお尋ねします。  
使用貸借ではなく賃貸借であるというふうにいえるわけですから。そこ事務局、確認しておいてください。
- 事務局 ; 確認させていただきます。
- 小田尚委員 ; その次です。2ページの別紙というところがございますけど、市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別という欄ですけど、ここの田んぼは用途地域が指定されているのでしょうか、されていないのでしょうか。
- 事務局 ; ここは、都市計画区域の中の第1種低層住居専用地域に指定されております。
- 小田尚委員 ; ここは、都市計画の中に市街化区域に入っているのでしょうか。
- 事務局 ; まず都市計画法上で言うと水巻町は市街化区域市街化調整区域の線引きはしておりません。  
なおかつ都市計画法上の用途地域については、全町地域指定しております。  
ただし農用地及び農振地域については白地で地域を、用途の指定はしていないという形になります。  
市街化調整区域、市街化区域については線引きをしておりませんのでこの場合はこの表現としてはその他という条件になります。  
また都市計画法上の用途地域の設定とはまた別物でございますので、そういう表現になります。
- 小田尚委員 ; その他でもいいんですけど、第1種低層住居専用地域という指定があるのならそう書いたほうがいいのではないかと私は思います。それから、内容も、こういうふうな農地について、資材置場という申請があったというときに、どうしても過去の事例を心配してしまうんですけども、立屋敷でやはり資材置場、それは農地の一部だけだったんですけども、資材置場として、話があ

りました。

そのときも私は農業委員をやらしていただいて、資材置場であればいいです。ということでOKを出しましたが、その後スクラップ置場変わったんですね。これは規制できないということは十分、分かるんですけど、そうなってしまった時に周りの方は大変迷惑をこうむられたわけですよ。今回、この土地については、こういうことはないだろうとは思いますが、ここに資材置場、またはトラックを置くというような事情が分かれば教えていただけませんか。何故それを聞くかという、この周囲、隣は去年の10月に農業委員会にかけられて、その地図がここにも載っていますが、今回資材置場として申請されておりますが、この造成と何か関係があるのでしょうか。

それとも、全く関係なしに〇〇が将来的にこの土地を資材置場、それから大型ダンプの出入りをするのに使われるのでしょうか。

その辺り確認されたかどうかということをお聞かせください。

木寺会長 ; 事務局、どうでしょうか。

事務局 ; 一応業者さんが申請に見えた時に状況をちょっとお聞きをしました。

あくまでも口頭での会話なので、何も証拠的なものが残ってないんですが、ここの業者さんは建設業者、業務をされているらしくて、代理人の方からお聞きするには、ここの造成をやっているところの、建築が始まる時そこで資材置場としても一部、使ってもらえるような話ができているというような構想での話しを聞いております。

あとは一応ここ両方とも土地は買い取りたかったんですが、お一人の所有者さんが賃貸にしてくれというので変則的な形になっていますということで、当面の間は、当然資材置場として利用する目的で、その先何かをするということは決定しておりませんということでした。

小田尚委員 ; この土地を購入したあとは道路のセットバックはするんですか。

事務局 ; セットバック等は、建物を建てるわけではございませんのでセットバックが必要ないのでないと聞いております。

小田尚委員 ; 建設しないからセットバックしないということですね。

事務局 ; あくまでも広げる場合は建築するとかそういう場合になろうと思いますので、資材置場も造成の段階では道路を広げる予定はないと聞いております。

小田尚委員 ; 私がこう色々言わしていただいているのは、この周囲は要するに、ずらっと住宅が建つわけです。

その横に、まだこの住宅地の奥の方には小学校があるわけですね、ここにそういう建築資材置場というような形でずっと置いて、これ完成したあと売却する可能性もあるとは思いますが、ずっと使うとしたら、ここの住人たちが自分たちの家の前をダンプが通ったり、その他の工事車両が通ったりと

いうことになります。

そういうことを単に農業委員会は、農業に関係なければいいんですと。関係ないからそこまで話しませんというのであれば私も言いません。けどそういうことを考えて、今後どこまで使うのか、聞いておかれるべきではないかなというふうに思います。以上です。

もう1件意見がございます。

この申請地の中に、隣に、資材置場がこの工事のために置くんですかって言ったら、なんかそれもやるけれども、その後もずっとあるっていうのであれば、ちょっと困るんじゃないでしょうか。私は、ただ単に農業用水に関係ないからいいですよとは言いたくない。

賛成するとしても、通すとしても、こういうことについての懸念があるというような意見があったということをつけていただきたい。それができないのであればこの件は保留にします。

木寺会長 ; 津田委員。

津田委員 ; 一番心配してるのは、先ほど小田さんから話が出たんですが、やはり立屋敷のほうで、一部畑あと宅地があって、だから畑があるから農転にかけて資材置場にしたいと。資材置場だったらもうしょうがないなっていうことで、この委員会で承諾したんですよ。

ところが、その業者がすぐ転売して、今みたいに古金属の置場になったと、だから最初の内容と全然違うんですよ。

それを何とかならないかとかこちらの課で幾ら相談しても、もうそれはもうどうしようもないと。

だから、そういう可能性が起きるのであれば、やはりここで、許可を上げるか、許可を上げないかは別にして、そういった規制を少し入れたいなど。

そうしないと、転売すると農地じゃなくなって、自由にできるんですよ。変わってしまったら、どうなるかわからんというところが一つの怖さがあるので許可をする上では、そういった一つの、形のものを入れていきたいなど。農業を守るのも一つありますけど、その地域の環境を守るのも大切だと思うんですよ。

木寺会長 ; 実際、事務局のほうで資材置場から先の具体的なことは聞いてない。

聞かれないというのもあるんですか。

先ほど津田委員がその規制とかそういう話になった時に、農業委員会の中で出来るのかどうかという。

事務局、お願いします。

事務局 ; 今の時点でこういう形で出されて将来的にという話は、あくまでも口頭でした話しかないので、そこに対して条件をつけるとかいうことはちょっと難し

いかなと思います。

ただ、小田委員が心配されることもすごくわかりますので、こういった宅地造成の横の資材置場というところは、将来的には今回資材置場とした後、また動きがある可能性はすごくありますので現時点ではこういった申請ですので、内容を守らないことがあれば、役場として指導が必要ですけど、今の時点では、こちらは資材置場というところで仕方ないと思います。

木寺会長 ; 転用に関しての問題はないんですけど、私も古賀に住んでいて以前そういうこともあったので、なかなか規制できないというのはわかっているんですけど、ただ、今回の場合は、広いので、農業委員会だけじゃなくて、水巻町全体のイメージとかもあるんで、そこら辺ができるかどうかかわからないんですけど水巻町の中で、うまくそういうふうに行っていけるような連携をとって欲しいという私からも要望があります。

入江委員 ; 農業委員会は一定のルール、その土地が一定のルールの中で行われておれば、農業委員会は可決せざるをえんです。

それに加えてその先のことの部分については、この農業委員会で検討する余地、そういうのは一切ありません。

我々はこの2反の田んぼが、まず隣の農業者、この水利権どうなってるか、或いは排水の問題、農道の問題、そういった問題がクリアになれば、今回の件もこのまま通していかないとおかしいですよ。

小田委員がこれについて、いろいろな条件をつけたいと言われるけれど、この農業委員会の中で、こういうことについての条件つけたのは過去にはあんまりないんです。

だから、議論されるのはいいですけど、まずはこの件についてどうするかを検討された方がよろしいんじゃないですか。

小田尚委員 ; 農業委員会が農地、それから用水の問題がないのであれば、それは可決しなければいけないというのであればそれはそれで仕方がない。

ただ、過去のこといろいろ考えて、そして、ここが一種住専であるということそして、このような住宅地を作るっていうこと。そして、小学校が近いということ。

そういうことっていうのはやはり議論していいことだろうと思います。

そういう中で意見が、小学校も近いし、こういう住宅地ができたあとにどのようにされるのか周りに対して、ダンプが通ったりすると、やはり危険ではないかという意見があったと言うようなことを、付記できないのかということを私は申し上げます。

木寺会長 ; 農業委員会の中ではですね、先ほど入江委員が言ったように、周りの農地とか、隣の耕作者とか、地元の生産組合とかが OK を出せば、ほかにもいろいろ

ありますが、了解を得ればOKなんですけど、ただやっぱり立屋敷の問題もありますし、伊左座についても、農業委員会の中ではできることは限られています。できるだけ事務局も役場の人なので、こちらからある程度意見は言っていて、要望という形で出すのはいいかと思えます。

ただそれができるかどうかというのはまた別問題なんで。ある程度の議論は、要望として出すのはいいかなとは思っています。

小田尚委員；言われる通りだと思っています。要望というかこういう意見があったよということを付記するということです。

こうしてくれということも言いづらいんだろうと思うんです。

ただ、委員会の中でそういう意見があったので、気をつけてくださいということは言ってもいいんじゃないかと思えます。

木寺会長；入江委員。

入江弘委員；今ね、委員のかたが発言されていますけれど、過去の問題をほじくって行くということは、その当時の農業委員会が何をしてきたか。そういうね、見方になるんですよ。

だからその部分がもしわかってもし県の方に意見しても、県は受け付けないですよ。

あなたたちはこれで審議して、そして県の方に持ってきたんですよ。

県はあなたたちのいろいろな意見の中で、ある一定の限度の中だけその他のここで議論した内容、問題についてはついてないですよ。

我々農業委員会は、今かけられたこの田んぼの面積だけについて、ある一定のラインに収まっていれば許可せざるをえないんです。

こういう大きな地区になると、これは今からの町の仕事なんですよ。行政が、今の農道の3mの農道を、もう少し拡張工事しようじゃないか。横に大きな道路を作って、橋に付け替えようやないか。将来的にここは子供が通る、その部分については、今度は児童と役場の中でそういう問題をクリアしていけると思います。

私はそういう考えです。以上です。

木寺会長；事務局、お願いします。

事務局；いろんな意見がございました。

書類上、こういったものを記載して、お渡しするというような仕組みがございませんので、こちらの代理人のかたに、口頭ですけれどもこういった意見がありましたよということは事務局のほうでお伝えさせていただきたいと思えます。

通学路の件もありましたんで、そういったところは学校教育の関係に伝えたいと思えます。

木寺会長 ; 長くなりましたが、皆さんよろしいでしょうか。  
一同 ; はい。  
木寺会長 ; 質疑を終わります。  
それでは、採決を行います。  
議題（２）の①農地法第５条申請について、議案に賛成の方は、挙手をお願い  
いたします。  
一同 ; (挙手)  
木寺会長 ; 賛成全員と認めます。よって議題（２）の①農地法第５条申請については、  
許可相当として福岡県へ進達することに決しました。  
次にいきます。  
その他、を議題とします  
はじめに、農地パトロールの実施について事務局の説明を求めます。  
事務局 ; 《農地パトロールの実施について説明》  
木寺会長 ; ご意見がある場合は挙手お願いします。  
それでは、８月の農地パトロールについては、事務局説明のとおり実施したい  
と思いますので、みなさんよろしくお願いいいたします。  
次にいきます  
農業委員会だよりについて、事務局の説明を求めます。  
事務局 ; 《農業委員会だよりについて説明》  
木寺会長 ; この件について、ご意見がある場合は、挙手をお願いします。  
ないようなので、次にいきます。事務局。  
事務局 ; 《土に優しく人に優しく ふくおか農業体験農園について説明》  
《全国農業新聞の活用のお願について説明》  
《今後の日程について説明》  
木寺会長 ; それでは全体を通して何かご意見がありましたら挙手お願いします。  
ないようでしたら、以上で本日の日程は、全て終了いたしました。  
これをもって、令和５年度 ５回農業委員会総会を閉会いたします。

(午前 10 時 55 分閉会)

会議録署名人

4 番

5 番